

香川県水土里情報利活用促進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、香川県水土里情報利活用促進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、香川県全域を対象として、農地や水利施設等に関する地図情報データベースの整備の促進及び普及を図ることを目的とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号の内容について検討する。

- (1) 地図情報システムの開発に関すること
- (2) 地図情報の収集、整備、保守及び更新に関すること
- (3) 地図情報の利活用に関すること(人材育成、啓発・普及活動等)
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

(協議会の構成)

第4条 協議会の構成は次によるものとする。

- (1) 香川県
- (2) 市町(県土連会員)
- (3) 土地改良区(県土連会員)
- (4) 農業協同組合
- (5) 香川県農業会議
- (6) 農業委員会
- (7) 香川県農業共済組合
- (8) 香川県農地機構
- (9) 香川県土地改良事業団体連合会
- (10) その他協議会長が必要と認める者

2 協議会への入会・退会は、協議会長の承認によることとし、随時行なうことができる。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

会長 1人

副会長 2人

2 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その仕事は前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(総会)

第8条 通常総会は、会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、臨時総会を招集することができる。

- 2 通常総会は、協議会の事業計画及び活動に関する事項について審議する。
- 3 臨時総会は、特に必要とする事項について審議する。
- 4 総会の議長は会長が務める。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。

(幹事会)

第9条 協議会の業務を円滑に実施するために幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長(1名)、副幹事長(2名)及び幹事若干名をもって組織する。
- 3 幹事長、副幹事長及び幹事は、会長が指名する。
- 4 幹事会は、次の事項について協議する。
 - (1) 協議会の業務の運営に関する事項の企画・立案
 - (2) 総会に付すべき事項
 - (3) その他必要と認める事項
- 5 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 6 幹事会においては、幹事長が議長となる。ただし、幹事長が欠席の場合は、あらかじめ幹事長が指名する者が議長となる。
- 7 幹事長が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、香川県土地改良事業団体連合会(以下「連合会」という。)が負担する。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は連合会に置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局員若干名を置く。
- 3 事務局長及び事務局員は、連合会会長が指名する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成19年4月27日から施行する。

附 則(平成25年8月29日)

この改正は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年10月7日)

この改正は、平成26年4月1日から適用する。